

V 協会が実施する主要な対策

1 労働災害防止にかかる各種広報・啓発活動の展開

建設業における自主的労働災害防止活動の推進と安全衛生意識の普及定着を図るため、各種の安全衛生運動・活動の推進と広報・啓発活動を積極的に展開する。

- (1) 「建設業労働災害防止規程」の周知徹底
「改正建設業労働災害防止規程」の会員への周知を図るとともに、防止規程に定める事項の順守及び防止規程に基づく労働災害防止活動の積極的な推進を促進する。
- (2) 労働災害防止計画の周知と各種安全運動の積極的な展開
 - ① 「建設業における労働災害防止に関する中期計画」及び年度ごとに策定する「建設業労働災害防止実施計画」の会員への周知を図るほか、「三大災害絶滅運動」、「安全施工サイクル運動」が効果的に実施されるように運動の広報に努める。
 - ② 全国安全週間、全国労働衛生週間、建設業年末年始労働災害防止強調期間、建設業年度末労働災害防止強調月間の各運動期間に、各運動の実施要領を策定し、運動の積極的な展開を図る。
 - ③ 全国建設業労働災害防止大会を毎年開催し、安全衛生思想の普及定着と安全衛生意識の高揚を図る。また、都道府県単位の労働災害防止大会を支部ごとに開催する。
- (3) 労働安全衛生関係情報・資料等の提供
 - ① 「建災防ホームページ」、広報誌「建設の安全」、「建設業安全衛生早わかり」、その他安全衛生関係手引、マニュアル等を活用して、災害統計・災害事例、新技術・新工法等の情報、安全衛生関係法令・通達・指針、各種安全衛生管理技法等の労働安全衛生関係情報・資料等を、広く

会員及び関係者に提供する。

- ② 安全衛生教育テキスト・視聴覚教材、安全衛生用品の頒布
技能講習・特別教育用テキスト、安全衛生関係図書、ビデオ・DVD等視聴覚教材の作成及び頒布、安全衛生保護具・用品の頒布等を行い安全衛生意識の普及定着を図る。
- ③ 保護帽、安全帯、マスク等、安全衛生装具の推奨制度、安全衛生図書等の監修制度及び顕彰基金による顕彰制度等の充実、活用を図り、労働災害防止に優れた安全衛生装具・器具の活用を推奨する。

2 リスクアセスメントの普及・定着

建設企業におけるリスクアセスメントの取り組みの普及・定着を図るため、次の活動を展開する。

- (1) リスクアセスメントによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな中小建設事業場等への支援を行う。
- (2) リスクアセスメントの教育教材を作成し、その普及を促進する。
- (3) 各種管理者や職長等作業レベルに合わせたリスクアセスメントの教育を効果的に実施する。

3 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の普及

- (1) 導入の促進
COHSMSガイドラインに基づく労働安全衛生マネジメントシステムの建設企業への導入の促進を図るため、次の活動を展開する。
 - ① 多くの建設企業が、COHSMSガイドラインに基づく労働安全衛生マネジメントシステムに取り組むことができるよう、システムに関する知識を付与する教育活

動を推進する。

- ② 建設企業は多くの業種や職種にわたることから、個々の建設企業の実情にあった労働安全衛生マネジメントシステムの確立が進むよう、個別建設企業へのCOHSMS構築・運用の支援サービスを進める。

(2) COHSMS認定事業の推進

- ① 文書の性能規定化を重視した新たな認定基準に基づいて、一定の水準に達している建設企業に対して認定証を交付する「COHSMS認定事業」を積極的に展開する。
- ② 認定証等を交付・登録された事業場は、事業場名を登録し当協会のホームページ上に公表する。
- ③ COHSMS認定証を受けている建設企業の社会的な評価が高まるよう、環境の整備に努める。

4 安全衛生教育の推進

安衛法第28条の2に規定されているリスクアセスメントの普及・定着を図るため、リスクアセスメントを中心的立場で実施する統括安全衛生責任者等に対する「総合工事業者のためのリスクアセスメント研修」、また、職長に対する「職長のためのリスクアセスメント教育」を実施する。

また、安全衛生教育の一層の推進を図り、技能と安全意識とを兼ね備えた人材の育成を図るために、危険有害業務に係る就業制限等業務の資格取得のための技能講習、特別教育等の受講の促進を図るとともに、資格取得後の新たな施工のための技能、安全な作業方法等を教育する能力向上教育、新任現場技術者等に対する安全衛生教育等を実施する。

このため都道府県支部においては、リスクアセスメントに関する教育研修、建設従事者教育のほか、技能講習、特別教育並びに職長・安全衛生責任者教育、能力向上教育等を通じて、建

設現場の作業の管理監督者等の養成を行う。

本部においては、支部や会員企業等で行うリスクアセスメントに関する教育研修の指導者の養成や特別教育、職長・安全衛生責任者教育等の講師の養成のほか、厚生労働大臣が定める研修を行う。さらに、今日における建設業の技術革新、業界のニーズを踏まえ、時代に即した新たな講座の開発や教材の開発・提供等に努める。

5 中小総合工事業者・専門工事業者等による自主的安全衛生管理活動の促進

建設業の労働災害を防止するためには、事業者等の自主的、自律的な安全管理活動を促進する必要がある。リスクアセスメントの実施とこれを反映した安全衛生計画の作成・実施・運用等に関するCOHSMSの構築等が重要であり、行政、建設業の関係団体との連携と安全衛生の専門家の活用により、これらの安全衛生対策実施の支援等を効果的に展開する。

また、低層住宅建築工事等の安全衛生対策の推進と建築物の解体作業等における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底を図る。

6 安全衛生調査研究活動の推進

最近の建設業界の環境の変化に対応した安全衛生活動の推進を図る必要があることから、業界のニーズと安全衛生に関する経験、技術・ノウハウ等を活用した調査研究を積極的に推進し、その成果を建設工事の災害防止に関する各種安全施工指針、安全作業手順書及び安全衛生教育テキスト等に反映するとともに、安全衛生管理活動の資料等に活用する。

(1) 安全衛生対策に関する調査研究

- ① 建設機械等の安全装置・安全対策・取り扱いに関する調査研究
- ② 職業性疾病、粉じん障害等の予防対策に関する調査研究
- ③ 木造家屋等低層住宅建築工事の職長教育等の安全衛生対策に関する調査研究
- ④ 安全衛生教育及びその教材の開発・改

訂に関する調査研究

- ⑤ 建設現場で使用する安全衛生保護具の取り扱い方法に関する調査研究
 - ⑥ 総合的な労働災害防止対策に関する調査研究
 - ⑦ 新しい施工技術に対応した安全衛生対策に関する調査研究
- (2) 安全衛生情報に関する調査研究
 - ① 労働災害の情報収集・分析に関する調査研究
 - ② 安全装器具に関する調査研究
 - ③ 諸外国の労働災害防止対策に関する調査研究
 - (3) 建設企業の安全衛生管理活動に対する総合支援に関する調査研究
 - ① 労働安全衛生関係情報の共有化に関する調査研究
 - ② 建設工事における安全衛生経費の確保に関する調査研究

7 墜落・転落災害、建設機械災害等、労働災害の発生傾向を踏まえた重点安全衛生対策の推進

- (1) 墜落・転落災害を減少させるため、引き続き、建設工事において「手すり先行工法に関するガイドライン」及び木造家屋等低層住宅建築工事における「足場先行工法に関するガイドライン」の普及定着を推進する。
- (2) 建設機械等による災害を減少させるため、クレーン機能付きドラグ・ショベルの普及及び危険検知システムの普及を図る。また、建設機械の転倒時等における運転者の安全を確保する防護装置の普及定着を推進する。
- (3) 土砂崩壊災害を減少させるため、上下水道等工事における「土止め先行工法に関するガイドライン」の普及定着を推進する。また、切土等の作業における斜面崩壊に対する効果的な対策を検討するとともに、建築工事、橋梁工事等における仮設構造物の

安全性の検討を行う。

- (4) 職業性疾病の予防を図るため、従来から実施している粉じん障害・石綿障害予防対策及び酸素欠乏症等、一酸化炭素中毒、有機溶剤中毒等の防止対策の徹底を図る。

8 労働者の過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の推進

過重労働による健康障害防止やメンタルヘルス等の対策について、専門機関等との必要な連携、連絡調整、情報入手等を行い、会員に対する情報提供を行う。

9 国際交流活動の推進

最近の経済社会のグローバル化に伴い、安全衛生分野においても、諸外国との協調、連携を維持しつつ、国際基準、国際的視野に立った活動の推進が必要である。

また、我が国は、国際社会の一員としての日本の立場から、開発途上国に対する国際協力を積極的に進めていく必要があるが、このうち、建設業の安全衛生分野についての技術協力に関して、長年にわたる建設業の労働災害防止活動の経験やノウハウを有する当協会に対して、国等の行政機関から積極的な協力を求められている。

このため、協会としては、世界の動向を視野にいたした建設業の安全衛生活動の推進が必要であり、諸外国との連携を図り、積極的な国際協力を通じて、国際情報の収集に努めることとする。

10 関係機関等との連携の強化等

労働災害防止対策は、単に施工業者の立場からのみでは解決できない事案も多く、発注機関など各関係機関等との連携が必要であるため、以下のような対策により、その強化を図る。

- (1) 国及び県・市町村等地方公共団体、道路・電力・ガス等の公共的な企業等発注機関との情報交換や連携を強め、安全対策の徹底、

工法等の改善等を図っていく。

- (2) 建設機械、仮設構造物等については、構造上の安全性の確保について建設機械、足場等の仮設構造物・機材等のメーカーへの働きかけを行う。
- (3) 建設工事の発注者による安全衛生への配慮を促進するため、建設工事の安全経費の確保や公共工事の入札において、建災防会員の取り組みや活動に対する安全成績評価

についての制度の導入等の促進を図る。

- (4) 協会の会員でない建設企業による労働災害が多く発生していることから、これら建設企業における労働災害防止活動の一層の促進を図り、併せて、会員加入促進を図るため、木造家屋等建築工事関係団体、専門工事業者団体等との連携強化を図り、これら団体及び関係企業の会員加入を促進する。

VI 参考資料

表1 建設経済の動きと労働災害発生状況

		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
建設業の動向	GDP (名目・兆円)	491	490	498	502	509	516
	建設投資額 (名目・兆円)	56.8	53.7	52.8	52.1	52.3	52.3
	GDPに対する割合	11.6%	11.0%	10.6%	10.4%	10.3%	10.1%
	全産業就業者数 (万人)	6,330	6,313	6,329	6,356	6,382	6,412
	建設業就業者数 (万人)	618	604	584	568	559	552
	全就業者に対する割合	9.8%	9.6%	9.2%	8.9%	8.8%	8.6%
	建設業者数 (万社)	57.1	55.2	55.9	56.3	54.2	52.4
	新設住宅着工戸数 (千戸)	1,146	1,174	1,193	1,249	1,285	1,061
労働災害発生状況	全産業の災害死傷者数 (人)	125,918	125,750	122,804	120,354	121,378	95,928
	建設業の災害死傷者数 (人)	30,650	29,263	28,414	27,193	26,872	20,703
	全産業に対する建設業の割合	24.3%	23.3%	23.1%	22.6%	22.1%	21.6%
	全産業の災害死亡者数 (人)	1,658	1,628	1,620	1,514	1,472	1,330
	建設業の災害死亡者数 (人)	607	548	594	497	508	456
	全産業に対する建設業の割合	36.6%	33.7%	36.7%	32.8%	34.5%	34.3%
	全産業死亡者数 対10万人率	2.6	2.6	2.6	2.4	2.3	2.1
	建設業死亡者数 対10万人率	9.8	9.1	10.2	8.8	9.1	8.3
建設投資額に対する死亡者の割合	3.2	3.1	3.5	3.2	3.4	3.4	

※建設業の動向の数値は年度で、労働災害発生状況の数値は暦年で示す。

※建設業投資額は16年までは実績、17、18年見込み、19年見直し。

※労働災害の19年の数値は、20年2月7日現在の速報値。